

# 第1章 県北海岸・溪谷エリア広域景観形成プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の背景

### (1) これまでの景観行政の取り組み

県では、従来から潤いとやすらぎを享受できる魅力的な県土の創出に資することを目的に、平成6年9月に「景観形成条例」を制定し、大規模行為の届出勧告制などに基づき、良好な景観形成に努めてきた。

その一方で、景観形成においては、地域住民に最も身近な地方公共団体であり地域の特性・実情を知る市町村が中心的役割を果たすべきとの考えのもと、県は、主として広域的かつ総合的な景観形成のための施策を実施することとし、市町村に対しては、それぞれの地域特性に応じた景観形成を推進できるよう指導・支援に努めてきた。

#### 県景観形成基本方針（抜粋）

### 2 景観形成を進める上での役割

#### (3) 市町村の役割

市町村は、地域住民に最も身近な行政主体として、地域住民の意向把握に努め、県の実施する景観形成のための施策とあわせて、自らも地域特性に応じた景観形成のための施策を推進するとともに、地域住民及び事業者に対する景観形成意識の普及啓発及び景観形成活動の支援を積極的に行い、景観形成に向けての環境づくりに努めるものとする。

#### (4) 県の役割

県は、広域的かつ総合的な景観形成のための施策を実施し、国、市町村、公共団体に対して理解と協力を求めつつ、特に市町村に対しては、それぞれの地域特性に応じた景観形成を推進できるよう指導・支援し、県民及び事業者に対する景観形成意識の普及啓発を積極的に行い、景観形成に向けての環境づくりに努めるものとする。

### (2) 景観法施行後の取り組み

平成16年に景観法が成立した後は、市町村も景観行政団体になり景観法を活用したまちづくりが可能となったことから、各市町村が景観行政団体となって、景観計画の策定など景観法を活用したまちづくりを行えるよう支援してきた。

#### 景観法施行後の県の取り組み

年度	県の取り組み
H17年度	・景観法を活用した「景観まちづくりの手引き」の作成・配布
H18年度	・モデル市における「景観まちづくりワークショップ」の開催
H19年度	・広域景観資源が持つ価値を高めるための方策等について検討するため、県として保全・活用すべき19の広域景観エリアを選定
H20年度	・19の広域景観エリアのうち「筑波山周辺地区」を選定し、広域景観の特性、課題、実践的な方策等を示すプランを策定。市町村が行う景観法などを活用した広域景観形成の支援と、地域住民及び事業者に対する景観形成意識の普及啓発など広域景観形成に向けての環境づくりを目指す。

## 2 プラン策定の目的（位置付け）

平成 19 年度いばらき広域景観づくり事業検討結果報告書（平成 19 年 3 月 県土木部都市局都市計画課策定）において選定した 19 の広域景観エリアのうち、「筑波山周辺地区」を除いた県を代表する広域景観の中から県北地域の「県北海岸・渓谷エリア」選出し、広域景観の特性、課題、実践的な方策等を示すことにより、市町村が行う景観法などを活用した広域景観形成を支援（ ）するとともに、地域住民及び事業者に対する景観形成意識の普及啓発を行い、広域景観形成に向けての環境づくりを目指す。

特に景観法上の景観計画の策定等

## 3 県北海岸・渓谷エリア及びその範囲

平成 19 年度いばらき広域景観づくり事業検討結果報告書においては、主な広域景観資源である県北海岸・渓谷エリアを、本県の代表的な広域景観エリアの一つとしている。

今回策定するプランにおいては、県北海岸・渓谷エリアの海岸や渓谷等の自然景観、歴史的な街並みや旧街道などの歴史的景観、都市景観、沿道景観などを含めて広域景観エリアとし、「北茨城市、高萩市、日立市」の全域を想定して検討を行う。

## 4 県北海岸・渓谷エリアを選定した理由

### （1）魅力ある観光交流空間の形成をめざす県政との整合

県では県北地域の振興を県政の重要課題の一つとして交通基盤の整備、企業立地の促進、農林水産業の振興など県北振興施策を総合的に推進し、さらに観光交流や二地域居住、いばらきさとやま生活発信事業にも重点的に取り組んでいる。また新茨城県総合計画においては、県北臨海ゾーンは豊かな海や変化に富んだ海岸線などの資源を活用したブルーツーリズム等の周遊観光を推進し、魅力ある観光交流空間の形成をめざすとしている。

### （2）景観行政団体への移行を働きかける必要性

現在、県内の景観行政団体に移行した市町村は 6 市で、水戸市をはじめ、つくば市、守谷市、牛久市、桜川市、土浦市の県西、県央、県南地域の取り組みがなされているが、県北地域での景観行政団体への移行は遅れている。平成 20 年度調査において、県南県西地域のシンボルである筑波山（山岳景観）を取り上げたのに対し、県北地域の広域景観として県北海岸の広域景観を取り上げ、広域景観検討会議での検討を契機に景観行政団体への移行を働きかける必要がある。

### （3）本県を代表する観光エリア

日立市から高萩市、北茨城市までの約 28km の海岸線は、6 箇所の海水浴場、海食崖の変化に富んだ海岸線が続き、美しい海岸景観や県を代表する花園花貫県立自然公園に指定さ

れ、県内外から多くの観光客が訪れるなど、認知度の高い観光エリアを形成している。

#### (4) 多くの海岸景勝地の分布

日本渚百選に選ばれた高戸海岸（高萩市）、岡倉天心や横山大観と縁の深い五浦海岸（北茨城市）、鵜の岬・川尻海岸・小貝浜海岸（日立市）など、多くの海岸景勝地が分布している。

### 5 検討方法等

#### (1) 県北海岸・渓谷エリア 広域景観連絡検討会議の設置

県北海岸・渓谷エリアの自然景観や歴史的景観資源の保全等の施策を実施している庁内の各部各課及び関係 3 市と具体的な広域景観形成方策等を検討するため、これらの組織及び団体の担当者等をメンバーとする「県北海岸・渓谷エリア 広域景観連絡検討会議」を設置した。

#### (2) 会議の活動実績等

連絡検討会議のメンバー及び具体的な活動実績については、別添資料編のとおりである。